

多摩市公契約条例の対象業務に従事するみなさまへ



令和9年4月から

## 60歳以上の方も多摩市公契約条例の 適用対象になります！

多摩市公契約条例では、対象となる業務に従事する方の適正な労働条件等を確保するために、労務報酬下限額（賃金の下限額）を定めています。この度条例を改正し、令和9年4月1日以降に新たに結ぶ業務委託契約と指定管理協定において、これまで対象外であった60歳以上の方についても適用対象とする事になりましたので、すべての年齢の方に労務報酬下限額以上の賃金が支払われることとなります！



多摩市公契約条例  
について詳しくは  
こちら

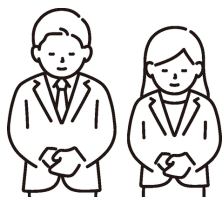


### 自分の労務報酬下限額はどうやって確認するの？

職種ごとに設定していますので、詳しくは上記の二次元コードから多摩市のホームページをご確認ください。

### 賃金が労務報酬下限額を下回っていたらどうしたらいいの？

受注者が支払った賃金が、市が定める労務報酬下限額を下回ったときは、受注者はその差額分を支払わなければなりません。そのような場合は受注者に申し出るか、下記の間合せ先までご連絡ください。申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除、その他不利益な取り扱いを受けることはありません。



みなさんのお仕事が、地域経済、地域社会を支えています。  
今後も多摩市の施策に、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。



多摩市公契約条例や、労務報酬下限額について、  
詳しくは別添のチラシもご覧ください。